

岩倉市議会反問の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会基本条例(平成23年岩倉市条例第1号)第12条第2号に規定する反問の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 反問 本会議、常任委員会及び特別委員会(以下「本会議等」という。)における議員又は委員(以下「議員等」という。)の質問又は質疑(以下「質問等」という。)に対し、当該質問等の趣旨を確認するために答弁者が議員等に質問することをいう。
- (2) 答弁者 本会議等において議員等の質問等に対して答弁を行う者をいう。

(反問の行使等)

第3条 議長又は委員長は、答弁者から反問の意思を示された場合において、議員等の質問等の趣旨を確認するため必要があると認めるときは、これを許可するものとする。

2 答弁者は、反問の開始及び終了を明確にしなければならない。

3 質問において、反問に伴う答弁者の質問及び当該反問に対する議員の回答に要する時間は、質問時間に含めないものとする。

4 質疑において、反問に対する議員の答弁は、岩倉市議会会議規則(昭和46年岩倉市議会規則第2号)第54条に規定する質疑の回数に含めないものとする。

(議員の責務)

第4条 議員等は、答弁者の反問に対して誠実に回答しなければならない。

(議長又は委員長の議事整理権)

第5条 議長又は委員長は、反問の内容が反問の行使の趣旨に合わないとは判断した場合は、答弁者に対して注意をし、又は答弁者の反問を制止することができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委

員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。